

## 資 料

## キューバ共和国憲法—解説と全訳—

吉 田 稔

## [解説]

ここに訳出するキューバ共和国憲法は、キューバで1976年に制定され、その後1978年、1992年、2002年に修正されたものである。キューバ共和国は、九州と四国を合わせた位の面積に、人口約1130万人が住み、GDPは約630万ペソであり、主要な産業は、観光業、医療サービス、農業（砂糖、タバコ、柑橘類）、鉱業（ニッケル）、水産業である。それゆえ、世界に占めるその経済的地位は、それほど大きなものではない。しかし政治的に見れば、スペインの植民地時代、アメリカの支配下の時代、冷戦時代を経て現在に至るまで、世界およびラテンアメリカに大きな影響を持つ国として存在している。また文化的に見れば思想、芸術、教育、スポーツ、社会保障などで特色を持つ国である。

キューバの憲法を考える前提として、キューバの社会の歴史及び憲法の歴史をまず概観してみよう<sup>(1)</sup>。キューバには、1492年コロンブスがアメリカ大陸へ到着する以前にすでに先住民が存在していた。だが彼らは独自の法を持たなかった。その先住民はスペインからの侵略者に絶滅させられ、キューバはスペインの植民地になった。一方、本国スペインでは、フランス革命の影響を受け憲法（1812年カディス憲法、1837年憲法、1845年憲法、1867年憲法、1876年憲法）が制定され、その他の法典（刑法、民法、商法）なども制定され、これがヌエバ・エスパーニャ副王領のメキシコ・キューバ総督領に属するキューバに適用されていく<sup>(2)</sup>。

(1) キューバの歴史の概観については、神代修『キューバ史研究 先住民社会から社会主義社会まで』文理閣（2010年）、後藤政子訳『世界の教科書シリーズ 28 キューバの歴史』明石書店（2011年）を参照のこと。

(2) 拙稿「スペイン植民地下のキューバ法制度」早稲田法学会誌第36巻（昭和61年3月）参照。

宗主国スペインに対してキューバ人民は、1868年に独立運動を起こす。それはカルロス・マヌエル・セスベデスとフランシスコ・ピサンテ・アギュラが指導した第一次独立戦争である。この過程でガイマロ憲法（1869年）、パラグア憲法（1878年）が制定された。1878年に戦争は一応終結する。しかし、1892年ホセ・マルティはキューバ革命党を結成し、マクシム・ゴメス、アントニオ・マセオらと協力し第二次独立戦争が開始される。その過程でヒマグアユ憲法（1895年）、ラ・ヤヤ憲法（1897年）が制定される。これらの憲法は、独立戦争の過程で制定されたこともあって、独立後の本格的な憲法の制定を目指す暫定的なもので、体系的も乏しく「独立宣言書」的な色彩が強い。

米西戦争は合衆国の勝利に終わり、1898年にパリで講和条約（全17条）が締結された。そこでは、スペインはキューバに関する主権を放棄し、キューバに新政府が樹立されるまでの間キューバは合衆国により占領されることとなった。合衆国の指導の下に憲法制定会議が招集され、1901年に憲法が制定される<sup>(3)</sup>。この憲法は、前文、14章（全文116条）、暫定規定（全7条）で編成され、人権、国家統治（三権分立）およびキューバの歴史、特徴を反映する本格的な憲法であった。しかし合衆国議会はキューバでの合衆国の權益を守るために、合衆国議会はブラット修正案（全8条）を可決し、これを憲法制定会議に提示し、会議はこれを採択し、続いて1903年キューバと「租借のための協定」が締結された。こうしてグアタナモとバイア・オンダに海軍基地と燃料補給地が設置され、キューバはそれを合衆国に貸与することとなり、合衆国が介入・支配する国になっていく。

その後キューバでは、国内政治は、政権をめぐる支配層相互の争い、軍部の政治介入とクーデター、独裁政権の誕生が繰り返され、経済では、合衆国のキューバへの投資の増加、基幹産業の支配又外国資本や少数の地主による大土地所有が進んでいった。1901年憲法が目指した人民主権・民主主義の確立、国民の生活の向上は実現されず人民は無権利の状態のままだった。こうした状況の中、メキシコ革命の成功、ソ連の誕生、そしてその思想の影響も受けて、国内では新たな政党の創立、労働運動・学生運動を中心に人民の闘争が発展、組織化されていく。これらを背景として反帝国主義・反独裁主義、人民の権利擁護・民主主義の確立を志向する潮流は大きくなり、1933年にグラウ・サン・マ

---

(3) 拙稿「キューバ：1901年憲法」姫路人間学研究第3巻第1号（2000年3月）参照。

ルチンを大統領とする革命政権を誕生させ、キューバ憲法の上で歴史的意義を有する1940年憲法を生み出す<sup>(4)</sup>。この憲法は、19章(全文288条)で編成され、新たに第5章家族と文化、第6章労働と財産、第7章選挙と公務、第18章非常事態の章が加わり、それぞれが詳細に規定されている。フィデロ・カストロは、この憲法について、イギリス革命(1689年)、アメリカ独立(1775年)、フランス革命(1789年)に導かれた自由思想、社会契約の原理、被統治者の承認であり、最初のガイマロ憲法からの人間の奪うことの出来ない権利の発展であると述べている。しかし、この憲法の理念及び諸規定は、1953年のバチスタのクーデターにより反故にされた。

カストロは、バチスタの独裁に対して1953年7月26日モンカダ兵營を襲撃し革命運動を起こす。その後カストロの指導する7・26運動、社会民主党(旧共産党)、学生幹部会などの運動が合流し、バチスタの独裁に対する人民の革命闘争は進展していき、遂に革命は1959年に成功し、革命政府が樹立される。この際、1940年憲法を修正するキューバ共和国基本法が制定される。しかしこの基本法は、あくまでも1940年憲法の修正であり新憲法制定ではなかった。その内容は統治機構の修正が中心で、議会は廃止され、暫定的に革命政府が革命を推し進め、新しい憲法制定のための議会が早急に開催される予定であった。従って憲法の修正箇所は統治機構を中心とするものであった。しかしキューバを巡る状況は、革命政府の当初の予想をはるかに超えていた。すなわちキューバと合衆国の関係悪化・外交関係の断絶、ソ連との友好関係の進展、国内のバチスタ協力者の処罰、第一次農業改革、米系企業を中心とする外国資本の国有化、合衆国のプラヤ・ヒロン侵攻、カストロの社会主義革命宣言、キューバ危機、ゲバラの出国、キューバのコメコン加盟、第二次農業改革、私的商業の一掃などが次々に起こった。また国内の政治勢力の統合に向け、革命統一機構(ORI)の結成され、これがキューバ社会主義統一党(PURSC)、キューバ共産党へと改称、発展されていく。1975年にキューバ共産党第一回大会が開催される。こうしてその間キューバの議会は長期に渡り開催されることなく、カストロを中心とする革命政府の政策の多くは、革命的立法を通じて革命政府により実施されていく。

1976年2月、キューバ共和国憲法が制定される<sup>(5)</sup>。全文141条、12章で編成

(4) 拙稿「キューバ共和国憲法(1940年)」姫路法学第39・40合併号(2004年)参照。

(5) 直川誠蔵・吉田稔訳「キューバ共和国憲法(1976年)」比較法学第16巻第1

されている。この憲法の最大の特徴は20世紀の「社会主義型」の憲法であることである。この背景には、キューバ革命政府が社会主義に向かうこと宣言したことと当時世界は東西対立の冷戦構造の中にありキューバは東側陣営に属し、ソ連の影響を強く受け、憲法も理念、内容ともソ連、ベトナムの憲法の影響を強く受けていたことにある。一方国内ではキューバ共産党が、国の主要な分野にわたり直接かつ全面的に指導をしていた。憲法の制定は、国の統治は法規範の上では人民権力全国議会を通じてなされることを意味する。こうしてキューバ共和国は新しい憲法の下、「社会主義」陣営の国々と協力して歩を進めていくことになった。

次に憲法改正について見てみよう。

1978年に憲法第10条を修正し、ピノス島を青年の島とした。

その後、東側と連帯し社会主義を建設していたキューバは、国際関係の劇的な変化により事態は思わぬ方向に進む。それは第二次世界大戦後に出来た世界の米ソの東西冷戦構造は、ベルリンの壁の崩壊を経て終結し、ソ連を中心とする東側の経済協力体制であるコメコンも崩壊することとなる。この世界史的出来事は東側に属していたキューバに大きな困難をもたらした。合衆国はこれをキューバの政権打倒のための絶好の機会ととらえ、さまざまな政策を採用する。だがキューバ共産党第四回大会（1991年）は、1986年以降の矯正過程を総括し、国際情勢の変化に対応する戦略を採用する。ソ連が崩壊する以前から党の誤りを検討していたことである。そして“祖国、革命、社会主義を救う我々の神聖な責務”のスローガンの下に6つの決議（党規約、党綱領、中央委員会の権限、人民権力議会の改善、対外政策、国の経済発展）を採択した。

1991年第三回人民権力全国議会第10期通常会期に憲法改正案が提起され、1992年第11期通常会期でキューバ共和国憲法が改正された<sup>(6)</sup>。主な改正点は、全文が137条に削減され、編成も第三章外国人、第八章非常事態、第11章行政区画が加わり15章になった。前文にホセ・マルティの理念が加わり、第1章には抵抗権（第3条）、信教の自由・政教分離、良心の自由（第8条）、国有財産の不可譲渡性の例外規定（第15条）、国の貿易独占の廃止（第18条）、合弁企業の承認（第18条）が加わり、第6章には宗教上および人間の尊厳を害する差別の禁止（第42条）、改宗および無宗教の自由（第55条）が加わり、第10章に、

号・早稲田大学比較法研究所（1982年7月）参照。

(6) EDITORA POLITICA, La Habana, 1992

国家評議会議長の権限として、非常事態宣言が付与された。第11章の行政区画として、国、県、市町村が確立した。こうしてキューバはソ連、東欧崩壊という非常時を乗り切る対策を次々と採っていくことになる。すなわちこの状況を平時の非常時とし、石油の輸入量をメルクマールとして食糧増産、観光の振興、外資導入などの政策で乗り切っていく。他方合衆国は、トリセリ法（1992年）、ヘルムズ・バートン法（1996年）を制定しさらに経済封鎖を強化し、キューバでの人権状況、共産党の一元制体制を批判する。キューバの経済の成長率も後退していく<sup>(7)</sup>。これに対し1997年にキューバ共産党第5回大会が開催され、カストロの報告、政治決議「我々が守る党の団結、民主主義、人権」、経済決議、規約などを採択し、経済の非効率性、幹部の腐敗・怠慢、協同組合生産基礎組織（UBPC）の問題などが指摘しつつ、新自由主義との闘争の必要を述べ、国際関係ではさまざまな国、政党、勢力との協力を呼びかけた。だがキューバは複数政党制の採用の要求を、“革命を弱める”ものとして拒否した。

2002年に、国民投票により、合衆国大統領のキューバ介入及び攻撃へ回答としての憲法改正がおこなわれた。それは、政治・社会・経済秩序の破壊に対して戦う国民の権利に依拠し、社会主義の政治、社会システムを守ること、資本主義には戻らないことを宣言する内容（第三条）であり、またキューバの外交政策、世界およびラテンアメリカの諸国、国民との連帯（第12条）であった。こうしてキューバ共和国は、合衆国のさまざまな攻撃を払いのけ他の諸国（とりわけラテンアメリカ諸国）と協力しつつ、社会主義をすすめる決意をしたのである。

最後にキューバ憲法を考える課題として二つある。ひとつは1940年憲法と本憲法との関連であり、もうひとつは最近のラテンアメリカ諸国の「新しい社会主義」を目指す憲法との比較である。

なおここでの訳は、CUBADEBATE, Contra el Terrorismo Mediatico Cirulo de Periodistas Cubanos contora el Terriorismo及びGACETA OFICIAL, de la República de Cuba, Publicación Digital jueves 08 de marzo de 2012を参考にした。

(7) 90年代のキューバの経済改革については、新藤通弘『現代キューバ経済史—90年代経済改革の光と影』大村書店（2000年）を参照のこと。

[翻訳]

キューバ共和国憲法

前文

第1章 国の政治的，社会的，経済的基礎（第1条～第27条）

第2章 市民権（第28条～第33条）

第3章 外国人（第34条）

第4章 家族（第35条～第38条）

第5章 教育及び文化（第39条～第40条）

第6章 平等（第41条～第44条）

第7章 基本的権利，義務及び保障（第45条～第66条）

第8章 非常事態（第67条）

第9章 国家機関の組織及び機能の原則（第68条）

第10章 人民権力の最高機関（第69条～第101条）

第11章 行政区画（第102条）

第12章 人民権力の地方機関（第103条～第119条）

第13章 裁判所及び検察庁（第120条～第130条）

第14章 選挙制度（第131条～第136条）

第15章 憲法改正（第137条）

特別規定

前文

われわれ，キューバ市民は—われわれの祖先：服従より絶滅を何度も選んだ先住民；主人に対し反乱を起こした奴隷；国民的自覚並びに祖国及び自由へのキューバ人の切望を覚醒させた人；1868年にスペインの植民地主義に対し独立戦争を開始した愛国者，及びその勝利はヤンキー帝国主義の干渉と軍事占領により奪われたが1895年の最後の—撃で独立戦争を1898年の勝利に導いた愛国者；帝国主義者の支配，政治腐敗，人民の権利及び自由の欠如，失業及び搾取，資本家及び大土地所有者による税に対し50年以上にわたり戦った労働者，農民，学生及び知識人；労働者及び農民の最初の組織を促進し，統合し及び発展し，社会主義の思想を普及し，マルクス及びマルクス・レーニン主義の最初の運動を創始した人々；マルティの教えを吸収し我々を一月の革命の勝利へ導いたマルティ生誕百周年の世代の前衛のメンバー；命を犠牲として，その決定

的な強化に貢献し革命を防衛した人々が鍛えてきた創造的活動並びに闘争心、不屈の精神、英雄主義及び献身の伝統の一相続者及び継承者であり

ホセ・マルティ、マルクス・レーニン主義の勝利の教義に**導かれ**

プロレタリア国際主義、世界の人民とりわけラテンアメリカ及びカリブの兄弟の友情、援助、協力及び連帯に**依拠して**、

フィデロ・カストロが主導したモンカダ及びグランマ、シエラ及びヒロンの勝利した革命、それはすべての革命勢力及び人民のより緊密な団結に支えられ、国の完全な独立を獲得し、革命権力を樹立し、民主的変革を実現し、社会主義の建設を開始し、共産党を先頭にして共産主義社会を建設する目的でそれを継続することを**決意し**；

いかなる人間による人間の搾取制度は、被搾取者の屈辱及び搾取者の人間性の退廃をひきおこすことを；人間がすべての搾取形態すなわち奴隷制度、隷従及び資本主義から解放される社会主義、共産主義においてのみ人間の完全な尊厳が達成されることを並びに我々の革命が祖国とキューバ人の尊厳を高めたことを**自覚して**；

共和国の最高法が、ホセ・マルティのこの深い切望“わが共和国の基本法は人間の完全な尊厳へのキューバ人の贈物であって欲しい”により導かれるべきであるという我々の意思がついに達成されたことを**宣言し**；

我々の自由な投票、国民投票により次の憲法を**採択する**。

## 第一章 国の政治的、社会的及び経済的基礎

**第1条** キューバは、政治的自由、社会正義、個人及び集団の福利並びに人間の連帯の享受のために、すべての人より及びすべての幸福のために組織された、勤労者の、独立した、主権を有する、社会主義国である。

**第2条** キューバの国の名称はキューバ共和国であり、公用語はスペイン語であり及び首都はハバナである。

**第3条** キューバ共和国においては、主権は人民に存する。国のすべての権力は人民に由来する。この権力は直接に又は人民権力議会及びそこに由来する国のその他の機関を通じて、憲法及び法律が定める形式及び規範に従い行使される。

すべての市民は、憲法が定める政治的、社会的、経済的秩序を破壊するいかなる意図に対して、他の方法が不可能な場合は武装闘争を含めあらゆる手段で戦う権利を有する。

すべてのタイプの侵略並びにこれまで存在した以上に強力な帝国主義  
 大国政府の経済戦争に対する抵抗の何年もの英雄の歴史が証明した、及  
 び祖国を変え及び全体的に新しい且つ公正な社会を創造する力が証明し  
 てきた、憲法が定める社会主義及び革命的経済・社会システムは、不可  
 逆的であり、キューバは決して資本主義には戻らない。

**第4条** 国の象徴は、独立、人民の権利及び社会進歩のためのキューバ人の闘  
 争を100年以上にわたり統一してきた：孤星旗；バヤモの讃歌；大王ヤ  
 シの国章である。

**第5条** マルティ及びマルクス・レーニンの、キューバ国民により組織された  
 前衛であるキューバ共産党は、社会及び国の優れた指導力であり、社会  
 主義建設の高い目的へ向けての及び共産主義社会への前進に向けての共  
 通の努力を組織し方向づける。

**第6条** 共産主義青年同盟、キューバの進歩的青年の組織は、社会主義建設及  
 び新しい社会において大人としての責任をとる自覚的及び能力ある市民  
 として適切に育成する仕事において、多くの青年の積極的参加を促進す  
 る不可欠な役割において、国の承認及び評価を考慮する。

**第7条** キューバ社会主義国家は、わが人民の闘争の歴史過程で現れた社会・  
 大衆組織を認め、評価する。それは、その内部に人口を異なるセクター  
 にグループ化し、その特定の利益を代表し並びに社会主義建設、強化及  
 び防衛の仕事に編入する。

**第8条** 国は、宗教の自由を認め、尊重し及び保障する。

キューバ共和国において、宗教施設は国から切り離される。さまざま  
 な信条及び宗教は、平等の保護を享受する。

**第9条** 国は：

- (a) 勤労者人民の意思を実現し、
- ・社会主義建設に国民の努力を導き；
  - ・祖国の統一及び主権を維持及び防衛し；
  - ・人間の自由及び完全な尊厳、人権の享受、義務の行使及び履行  
 並びに個人の完全な発達を守り；
  - ・人間による人間の搾取から自由な社会に固有な共存及び行為の  
 イデオロギー及び規範を強化し；
  - ・人民の創造的労働並びに社会主義国の財産及び富を保護し；
  - ・国民経済を計画的に指導し；



- ・祖国の教育、科学、技術及び文化を保障し；
- (b) 人民の権力として、人民固有の奉仕において、次のことを保障する：
  - ・労働条件において、社会の目標及びその適当な必要に貢献できる職業に得る機会のない男又は女はいないことを；
  - ・品位ある生活手段を持たない、労働ができない者はいないことを；
  - ・医療看護を受けない病人はいないことを；
  - ・教育、食べ物及び衣服のない子供はいないことを；
  - ・勉強をする機会のない若者はいないことを；
  - ・勉強、文化及びスポーツにアクセスできない人はいないことを；
- (c) 快適な住居を有しない家族はいないように、その達成に努める。

**第10条** すべての国の機関、その指導者、公務員及び被用者は、その権限の範囲内で活動し、社会主義的適法性を厳格に遵守し及びすべての社会生活においてその尊重に留意する義務を負う。

**第11条** 国は、主権を行使する：

- (a) キューバ島、青年の島、その他の隣接する島嶼、内水並びに法律が定める範囲の領海及びその上に広がる空間に関して；
- (b) 国の生活環境及び自然資源に関して；
- (c) 共和国の海の経済水域の水、海底及び下層土にある自然資源及び生物及び無生物で、法律が定める範囲で、国際慣行に基づき存在する天然資源に関して。

キューバ共和国は、不平等の条件下で締結された又は主権及び領土的完全を否認若しくは制限する条約、協定若しくは特権を不法及び無効とみなし破棄する。

他国との経済、外交及び政治関係は、外国勢力の侵略、脅迫及び強制の下では、決して交渉されない。

**第12条** キューバ共和国は、反帝国主義及び国際主義の原則を自分のものとし、

- (a) 国の大小、強弱にかかわらず、人民の独立及び主権の尊重並びにすべての国に対して、自決権に基づく尊厳ある、真実の及び確実な平和への渴望を認め；

- (b) 権利の平等、人民の自決権、領土の統一、国の独立、相互・公平な恩恵及び利益における国際協力、平等及び尊重に立つ論争の平和的解決並びに国際連合憲章及びキューバを当事者とするその他の国際条約に宣言された原則に国際関係をおき；
- (c) ラテンアメリカ・カリブ諸国との統一及び協力の意思、真の独立を達成するための経済的・政治的統合に向けて共に前進する共通のアイデンティティ及び歴史的必要性を再確認し、世界での我々が相当する地位に達することを認め；
- (ch) 我が人民の主権を制限若しくは従属を意図する、後進の諸国の搾取及び抑圧の経済的条件を悪化させる、帝国主義的及び新植民地的政策に対して、すべての第三世界の国々にとの連帯を推進し；
- (d) 侵略及び戦争の主要な勢力及び人民の最悪の敵として、ファシズム、植民地主義及び人種差別のすべての声明を促進及び支持する帝国主義を非難し；
- (e) いかなる国の内政若しくは外交並びにそれゆえ軍事侵略、経済制裁その他のいかなる形式の経済的若しくは政治的強制、同様に他国の住民に対する肉体的暴力、又は他のタイプの、国の統一、国の政治的、経済的及び文化的要素に介入及び脅迫における、直接若しくは間接の干渉を拒絶し；
- (f) 国際慣行及び署名した国際協定に従い、その領土における通信手段の使用及び便宜を規制するすべての国の放棄できない及び至高の権利を侵害することを拒否し；
- (g) 侵略及び征服を国際犯罪と評価し、民族の自由の闘争、同様に侵略に対する武装抵抗を合法と認め、並びに解放及び自決のために戦う人民と連帯することを国際主義者の責務とみなし；
- (h) 新しい社会建設の共通の目的に基づき、兄弟的友誼、協力及び相互援助で社会主義を建設する諸国との関係を基礎づけ；
- (i) 異なる政治、社会及び経済体制を持ち、その主権を尊重し、国家間の共存の規範を遵守し、相互の利益及び我が国と互恵の態度を採る諸国との友好関係を維持する。

**第13条** キューバ共和国は、帝国主義、ファシズム、植民地主義及び新植民地主義に対する、差別主義及び人種主義に対する；民族解放のために；民

主的権利の理想若しくは闘争のために、勤労者、農民及び学生の要求のために；政治的、科学的、芸術的及び進歩的文学のための活動のために；社会主義及び平和のために、迫害を受けた人へ庇護を与える。

**第14条** キューバ共和国においては、生産の基本的手段に関してすべての人民の社会主義的所有及び人間による人間の搾取の廃止に基礎をおく経済制度が支配する。また“各人は能力に応じ、各人は労働に応じ”の社会主義的分配の原則が支配する。法律は、この原則の効果的遂行を保障する規則を定める。

**第15条** 全人民の社会主義的国家所有は：

- (a) 小農若しくは小農が構成する協同体に属さない土地、下層土、鉱物、共和国の海洋の経済区域内にある無生物同じく生物の自然資源、森林、水及び通信手段；
- (b) 精糖所、工場、基本的運輸手段、並びに帝国主義者、大地主及びブルジョアジーから国有化及び収用された企業、銀行及び施設、同様に、国が建設し、促進し、若しくは取得した、並びに将来、建設し、促進し又は取得する工場、経済的企業・施設及び科学的・社会的・文化的及びスポーツセンター。

これらの資産は、国の政治的、社会的及び経済の根本に影響を与えず且つ国の経済発展の目的に向けられ、閣僚会議又は執行委員会の事前の承認の例外を除いては、この資産は、自然人又は法人の所有に部分的にも全体的にも移転できない。

目的の履行のため、国有企業及び他の団体の資産に関するその他の権利の移転は、法律の定めに従い実行される。

**第16条** 国は、社会主義システムを強化し、社会及び市民の物質的、文化的必要をますます改善することを満たし、人間及びその尊厳の発展、国の前進及び安全を促進する目的で、国のプログラム化された発展計画に従い、全国の経済活動を組織、指導及び統制する。

生産及び発展プログラムの作成及び実行においては、経済のすべての部門及び社会生活のその他の領域の勤労者が積極的、意識的に参加する。

**第17条** 国は、すべての人民の社会主義的所有を構成する財産を直接管理し；若しくは管理をする企業及び団体を創設及び組織できる。その編成、権限、機能及び関係する制度は、法律が定める。

この企業、団体は、法律が定める範囲で、その金融資産にのみ責任をもつ。国は、企業、団体若しくは他の法人が契約した義務に責任はないし、企業、団体及び他の法人も国に責任はない。

**第18条** 国は、外交関係を指導し及びコントロールする。

法律は、次のことを許可する国の団体及び機関を定める：

通商をする企業を創設する；

輸出入の活動を指名及び規制する；

前述の輸出入の活動を実現及び通商協定を締結するため、法的能力のある自然人若しくは法人を決める。

**第19条** 国は、合法的に属する土地並びに開発に従事するために必要なその他の不動産及び動産に関する小農の所有権を、法律の定めに従い認める。

小農は、権限を有する国家機関の事前の認可及び法的要件の履行により、農牧生産組合にその土地のみ編入できる。さらに国、農牧生産組合若しくは小農に、法律が定める形式及び条件で、国が小農より優先して取得することを損なうことなく、正当な支払いを通じ売却、交換若しくは譲渡できる。

貸借、分益小作契約、抵当付貸付及び土地に関し小農の所有権から生じる特別の権利の担保若しくは譲渡を意味するいかなる行為も禁じる。

国の経済に寄与する小農の個人的生産を支援する。

**第20条** 小農は、法律が定める形式及び要件で、小農生産の目的、同様に国の信用及びサービスを得るため、相互に結合する権利を有する。

法律が定める場合及び形式で農業生産組合の組織化を認める。組合の財産は、国が認め、社会主義的生産の進んだ及び効率的形式を構成する。

農業生産組合は、法律及びその規則の定めに従い、所有する財産を管理、所持、使用及び処分する。

組合の土地は、差し押さえも課税もできず、その財産は、法律が定める場合及び手続きにより、他の組合若しくは国に移転できる。

国は、農牧生産のこの形式に可能なすべての支援を提供する。

**第21条** 正当な労働に由来する収入及び貯蓄、正当な所有の資格をもつ住宅並びに個人の物質的及び文化的必要を満足させるその他の財産及び物に関する個人の財産は、保障される。

同様に、個人の若しくは家族の労働手段及び道具に関する財産は保障

され、他人の労働の搾取に由来する収入を取得するために利用することはできない。

法律は、個人財産の差し押さえられうる金額を定める。

**第22条** 法律は、その目的を遂行に向けられる財産に関して政治、大衆及び社会組織の所有を認める。

**第23条** 国は、法律に基づき形成された、合弁企業、団体及び経済組合の所有を認める。

この団体の世襲財産に属する財産の使用、享受及び処分は、法律、条約、同様に統べる適切な法規及び規則に従う。

**第24条** 適当な住居及びその他の個人所有の財産に関して、国は相続権を認める。

小農の所有を構成する土地及び生産に関連するその他の財産は、相続でき、法律が定める例外を除き且つ手続きに従い、土地を耕す相続人のみが取得する。

**第25条** 財産の収用は、公共の利用又は社会の利益及びしかるべき補償の上で認められる。法律は、収用の手続き並びにその利用及び必要を決定する基礎、同様に賠償の形式を、収用の経済的及び社会的利益及び必要を考慮して定める。

**第26条** 職務の固有な任務の行使に故に、公務員又は国の代理人による不当な原因により、損害又は損失を受けた何人も、法律が定める形式で相当の回復もしくは賠償を要求及び得る権利を有する。

**第27条** 国は、祖国の環境及び自然資源を保護する。人間生活をより合理的にし及び現代及び将来世代の生存、幸福及び安全を確保するため、持続的経済及び社会発展との緊密な関係を認める。この政策の適用は、すべての権限を有する国家機関に該当する。

水の保護、大気、土壌・植物群・動物郡及び可能な富の保全は、市民の義務である。

## 第二章 国籍

**第28条** キューバ国籍は、出生若しくは帰化により取得される。

**第29条** キューバ国籍は出生による：

(a) 政府又は国際機関に従事する外国人の子を除き、国の領土で生まれた者。法律は、祖国に永続して居住しない外国人の子のため

の要件及び手続きを定める；

- (b) 公的任務を遂行するキューバ人を父又は母とする，外国で生まれた者；
- (c) 法律が定める手続きを事前に履行するキューバ人の父又は母とする，外国で生まれた者；
- (ch) 法律が定める形式で請求する，キューバ市民権を喪失したキューバ共和国で出生した父又は母とする，国の領域の外で出生した者；
- (d) キューバ解放闘争で達成した特別の業績により，出生によるキューバ国籍を認められた外国人。

**第30条** キューバ国籍は帰化による；

- (a) 法律に基づき国籍を取得した外国人；
- (b) 1959年1月1日に転覆した専制に対し武装闘争に貢献した，合法的に定められた形式で，その条件を保障する外国人；
- (c) 元の国籍を恣意的に剥奪され，国家評議会の明白な同意によりキューバ国籍を取得した外国人。

**第31条** 婚姻も離婚も，配偶者又は子の国籍に影響しない。

**第32条** キューバ人は，法的に定められた原因を除いて，国籍を奪われない。また変更する権利も奪われない。

二重国籍は認められない。従って外国の国籍を取得した場合，キューバ国籍は喪失する。

法律は，国籍の喪失及びそれを決定する権限を有する機関を正式化するために従う手続きを定める。

**第33条** キューバ国籍は，法律が定める場合及び形式で回復できる。

### 第三章 外国人

**第34条** 共和国の領域に居住する外国人は，キューバ人と同等に扱われる；

その人格及び財産において；

法律が定める条件の下及び限界で，憲法が認める権利の享受及び義務の履行において；

憲法及び法律の遵守義務において；

法律が定める形式及び金額で公的費用に貢献する義務において；

共和国の裁判所及び機関の判決及び決定への服従において。

法律は、外国人が国の領域から追放できる場合及び形式並びにそれを命じる権限を有する機関を定める。

#### 第四章 家族

**第35条** 国は、家族、母性及び婚姻を保護する。

国は、家族を社会の基本的な単位であり、新しい世代の教育及び育成で本質的役割を果たすものと認める。

**第36条** 婚姻は、法律に適合する、両性が自発的に合意された、共同生活を営むための結合である。夫婦の権利及び義務の絶対的平等に基づき、夫婦は、共同の努力により、両者の社会活動への参加と両立しうる形で家庭の維持及び子どもの全面的育成に注意しなければならない。

法律は、婚姻の正式手続き、承認及び解消並びにこの行為から派生する権利及び義務を定める。

**第37条** すべての子は、嫡出子又は非嫡出子を問わず平等な権利を有する。

親子関係の性質に関するすべての評価は、廃止される。

出生を区別するいかなる言及も、子の記載文書に両親の市民的地位に関する記載も、親子関係に関連するその他のいかなる文書においてもなされない。

国は、適切な法的手続きにより父子関係の決定及び認知を保障する。

**第38条** 親は子を養育する及び子の合法的利益を守りその正当な願望の実現する義務；同様に社会主義社会で生活のための有為な市民として教育及び完全に養育することに積極的に貢献する義務がある。

他面、子は親を尊敬及び助ける義務がある。

#### 第五章 教育及び文化

**第39条** 国は、教育、文化及び科学を、そのすべての部面で方向づけ、奨励し及び促進する。

教育及び文化政策において次の原理が該当する：

- (a) 教育及び文化政策を、科学及び技術の前進、マルクス及びマルティの理念、キューバの進歩的教育及び普遍的伝統に基礎づける；
- (b) 教育は、国の機能であり、無料である。科学の結論及び寄与に

並びに生活、労働及び生産と学習の緊密な関係に基礎づけられる。

国は、学生のための奨学金の広範なシステムを維持し並びに知識及び可能な能力の最高水準を達成できる目的で、労働者の多様な勉強施設を提供する。

法律は、国の教育のシステムの統一及び構造、同様に勉強義務の達成を明らかにし、並びにすべての市民が獲得しなければならない最低の一般的基礎的準備を定める；

- (c) 新しい世代の愛国教育及び共産主義の育成並びに社会生活のために子ども、青年及び大人の訓練を促進する。

この原則を実現するため、教育一般及び科学的、技術的又は芸術的性格の専門教育は、労働、発展の調査、体育、スポーツ並びに政治、社会活動及び軍事訓練への参加と結合される；

- (ch) 芸術の創造は、その内容が革命に反しない限り自由である。芸術における表現形式は、自由である；
- (d) 国は、人民の文化を高めるため、芸術教育、芸術の創造と育成及び鑑賞力の促進及び発展に関与する；
- (e) 科学における創造・研究活動は、自由である。国は、研究を評価及び実行し、社会の利益及び人民の福利に関する問題の解決に向けられる研究を優先する；
- (f) 国は、勤労者が科学的労働及び科学の発展に参加することを支援する；
- (g) 国は、教育及び貢献手段としてすべての表現において、体育及びスポーツを市民の完全な形成へ方向づけ、助長し及び促進する。
- (h) 国は、キューバ文化のアイデンティティを守り並びに文化遺産の保存及び国民の芸術的、歴史的要望に留意する；
- (i) 国は、教育及び文化政策の実現において社会・大衆組織を通じ市民の参加を促進する。

**第40条** 子ども及び青年は、国及び社会の特別の保護を受ける。家族、学校、国家機関及び社会・大衆組織は、子ども及び青年の完全な育成に特別の注意を払う義務がある。



## 第6章 平等

**第41条** すべての市民は、平等の権利を享受し、平等の義務を負う。

**第42条** 人種、皮膚の色、民族的出身、宗教的信仰による差別及びその他の人間の尊厳へのいかなる侵害も、法律により禁止及び処罰される。

国の施設は、最も早期からすべての人を人間の平等の原則で教育する。

**第43条** 国は、人種、皮膚の色、性、宗教的信仰、民族的出身による差別及びその他人間の尊厳へのいかなる侵害もなしに、市民が以下ことを有していることを、すなわち革命が獲得した権利を捧げる：

- ・功績及び能力に従い、行政並びにサービスの創出及び提供の国のすべての業務及び職にアクセスする；
- ・功績及び能力に従い、革命軍及び国内の安全・治安のすべての階級に昇進する；
- ・等しい労働により等しい給与を受ける；
- ・小学校から大学まで、すべての人に同一のすべての国の教育施設で教育を享受する；
- ・すべての厚生施設で援助を受ける；
- ・都市のいかなるセクター、区域又は地区に居住及びいかなるホテルに宿泊する；
- ・すべてのレストラン及びその他の公共サービス施設で接待される；
- ・分離されずに、海上、鉄道、航空及び自動車輸送を利用する；
- ・同一の保養地、海岸、公園、社会サークル並びに文化、スポーツ、レクリエーション及び休暇センターを享受する。

**第44条** 男性及び女性は、経済、政治、文化、社会及び家庭で等しい権利を享受する。

国の発展において完全な参加を達成するため、男性と同じ機会及び可能性を女性に提供されることを保障する。

国は、幼児サークル、半寄宿舎及び学校寮のような施設、高齢者及び働く家族にその責任を遂行することが容易である仕事を組織する。

健康及び子孫の健康に留意して、国は、勤労女性に、出産の前後、母性のための有給休暇及び母親の役割と両立する臨時的労働の選択を認める。

国は、平等の原則の実現を準備するすべての条件を創るように努力する。

## 第七章 基本的権利、義務及び保障

**第45条** 社会主義社会における労働は、各市民にとり権利であり、義務であり及び名誉の源泉である。

労働は、その質及び量に応じて支払われる；労働の提供に際して、経済及び社会の要請、労働者の選択並びに能力及び資格が考慮される；社会主義経済システムがそれを保障し、そのシステムは、危機のない、経済及び社会発展を提供し、それにより失業を除去し及び“死の季節”と呼ばれる季節的失業を永久に消し去った。

工業、農業、技術、芸術及びサービス活動で、社会すべての利益において実現される無報酬の自発的労働は、我が人民の共産主義的自覚の形成するものと認められる。

それぞれの勤労者は、職業において課せられた職務を忠実に遂行する義務がある。

**第46条** 労働するすべての者は、休息の権利を有し、8時間労働、週休及び有給の休暇が保障される。

国は、休暇の設備及び計画を促進する。

**第47条** 社会システムを通じ、国は、老齢、病弱又は病気により労働できないすべての勤労者に適当な保護を保障する。

勤労者が死亡した場合、家族に同様の保護を保障する。

**第48条** 国は、社会扶助を通じ、資産も援助もない老人及び労働能力がなく扶助する家族もいないいかなる人も保護する。

**第49条** 国は、労働災害、職業病の防止のために適切な措置を採ることを通じ、労働の保護、安全及び衛生への権利を保障する。

労働災害を受けた者又は職業病にかかった者は、医療看護並びに一時的若しくは常に労働無能力になった場合は、補助金又は年金を受ける権利を有する。

**第50条** 何人も看護を受け、健康を保護される権利を有する。国は、この権利を保障する：

- ・ 農村医療サービス、総合病院、病院、予防センター及び治療の施設網を通じて、無料の医療看護及び治療の提供で；
- ・ 無料の口腔治療の提供で；
- ・ 健康のための衛生の普及及び教育、定期健診、予防接種並びにその他の病気予防措置の計画の発展で。すべての住民は、この計画及び

活動に大衆及び社会団体を通じて協力する。

**第51条** 何人も教育を受ける権利を有する。この権利は、教育のすべての種類及びレベルにおいて、学校における学校、半寮制、全寮制、奨学金及び教材の広範且つ無料のシステムにより、並びにすべての子ども及び青年に、家族の経済状態にかかわらず、能力、社会の要請及び経済・社会発展の必要に従い勉学する機会を与える学校の無償により、保障される。

成人の男女は、無料の条件及び法律が定める特別の便宜により、成人教育、職業訓練の教育、企業及び国家組織の労働資格及び勤労者高等教育コースを通じてこの権利は保障される。

**第52条** 何人も、体育、スポーツ及びレクリエーションの権利を有する。

この権利の享受は、国の教育システムの勉学計画に体育、スポーツの教育及び実施を含めることにより；スポーツ及びレクリエーションの大衆の実施を容易にする広範な指導及び人民の利用に供せられる手段により保障される。

**第53条** 市民は、社会主義社会の目的に従い、言論・出版の自由を認められる。その行使の物質的条件は、印刷、ラジオ、テレビ、映画及びその他のマスメディアの享受が国若しくは社会の所有であり、及びいかなる場合でも私的所有の対象でないと言う事実により与えられており、それは、勤労人民及び社会の利益の独占的サービスの利用を確保する。

法律は、これらの自由の行使を定める。

**第54条** 集会、デモ及び結社の権利は、肉体的・精神的勤労者、農民、女性、学生及びその他の部門の勤労人民が行使する。大衆・社会組織は、そのメンバーが、言論、意見の最も広範な自由を享受する活動を展開するため、発議及び批判の無制限の権利に基づいて、すべての便宜を有する。

**第55条** 国は、良心及び宗教の自由を承認、尊重及び保障し、各市民が宗教上の信念を変える又は持たない並びに法律を尊重する範囲で優先する宗教的信仰を告白する自由を、同時に承認、尊重及び保障する。

法律は、宗教施設と国との関係を定める。

**第56条** 住居は不可侵である。何人も、法律が定める場合を除いて、居住者の意に反して他人の住居に入ることはできない。

**第57条** 通信は、不可侵である。法律が定める場合、押収、開封及び検閲できる。検閲を必要とすることに関係しない事柄の秘密は、保護される。同一の原則は、ケーブル、電信及び電話によるコミュニケーションについて

て遵守される。

**第58条** 人身の自由及び不可侵は、国の領域に居住するすべての者に保障される。

何人も、法律が定める場合、形式及び保障なしには逮捕されない。

被逮捕者若しくは囚人は、人格の尊厳を侵されない。

**第59条** 何人も、権限を有する裁判所により、犯罪以前の法律により並びに法律が定める形式及び保障なしには、起訴されることも有罪にされることもない。

すべての被告人は、弁護権を有する。

いかなる種類の暴力も強制も、人に供述を強いるために行使されない。

この規律に反して得られた供述は無効であり、及び責任者は法律が定める処罰を受ける。

**第60条** 財産の没収は、法律が定める場合及び手続きにより、権限を有する機関の処罰としてのみ適用される。

**第61条** 刑事法は、被告人又は処罰される者に有利なときには遡及効を有する。その他の法律は、社会の利益若しくは公共の便益という理由で反対にならない限りでは遡及効を有しない。

**第62条** 市民に認められるいかなる自由も、憲法及び法律が定めるところに反して、社会主義国の存在及び目的に反し並びに社会主義及び共産主義を建設するキューバ人民の決意に反して行使できない。

**第63条** すべての市民は、権限を有する機関に苦情及び請願を述べ、並びに法律に従い適当な期間に、配慮又は適切な回答を受ける権利を有する。

**第64条** 公共及び社会の財産を保護し、労働規律を敬い、他人の権利を尊重し、社会主義的共同生活の規範を遵守し並びに市民及び社会の義務を果たすことは、各人の義務である。

**第65条** 社会主義祖国の防衛は、キューバ人の最も偉大な名誉及び至高な義務である。

・法律は、キューバ人が提供すべき兵役を定める。

・祖国への反逆は、最も重大な犯罪である；これを犯した者は、最も嚴重な処罰に服する。

**第66条** 憲法及び法律の厳格な履行は、すべての人の無条件の義務である。

## 第八章 非常事態

**第67条** 自然災害若しくは大災害及びその性質、割合若しくは重大さにより国内の秩序、祖国の安全若しくは国の安全に影響するその他の状況の切迫の場合に又は以前に、国家評議会議長は、国の領域のすべてに若しくは一部に、非常事態を宣言並びにその効力の間、住民の移動を決定できる。

法律は、非常事態を宣言する形式、効果及び終了を定める。同様に憲法が認める基本的権利及び義務を定め、その行使は、非常事態の効力がある期間、別の方法で定められなければならない。

## 第九章 国の機関の組織及び機能の原則

**第68条** 国の機関は、次の規律に表される社会主義的民主主義の原則の基礎の上に、組織及び発展される。

- (a) すべての国の権力の代表機関は、選出及び更新される；
- (b) 人民大衆は、国の機関、代議員、代表者及び公務員の活動を統制する；
- (c) 被選出者は、その活動を報告する義務があり及びいかなるときもその職務を解任される；
- (ch) それぞれの国の機関は、地方の資源及び可能性の利用及び大衆・社会組織をその活動に参加させるために、その権限の範囲内で、指導性を広範に発揮する；
- (d) 国の上級機関の決定は、下級の機関を拘束する；
- (e) 国の下級機関は、上級機関に責任を負いその活動を報告する；
- (f) 討議の自由、批判と自己批判の実行及び少数の多数への従属は、すべての同業の国の機関において支配する。

## 第10章 人民権力の最高機関

**第69条** 人民権力全国議会は、国の権力の最高機関である。すべての人民の最高の意思を代表及び表現する。

**第70条** 人民権力全国議会は、共和国における憲法制定及び立法権を有する唯一の機関である。

**第71条** 人民権力全国議会は、法律が定める割合で及び手続きに従い、選挙人の自由、直接及び秘密の投票により選ばれた代議員により構成される。

**第72条** 人民権力全国議会は、5年の任期で選出される。この期間は、戦争の場合若しくは、選出の通常の実施を妨げるその他の特別の事情により及びその事情が続く間のみ、延長することができる。

**第73条** 人民権力全国議会は、新しい立法府を構成するとき、代議員の中から議長、副議長及び書記を選出する。法律は、議会在が構成され及びその選出が実行される形式及び手続きを定める。

**第74条** 人民権力全国議会は、代議員の中から、議長、第一副議長、5名の副議長、書記及びさらに23名のメンバーからなる国家評議会を選出する。国家評議会の議長は、国の長であり、政府の長である。

国家評議会は、人民権力全国議会对し責任を負い、そのすべての活動を報告する。

**第75条** 人民権力全国議会の権限は：

- (a) 憲法第137条の定めに従い、憲法改正を議決する；
- (b) 法律を採択、修正若しくは廃止し、及び関連する立法の性質を考慮し適切と評価するとき、事前に人民の意見に付す。
- (c) 法律、評議会令、命令及びその他一般的処分の合憲性について決定する；
- (ch) 国家評議会が発した評議会令の全部若しくは一部を取り消す；
- (d) 経済・社会発展の全国計画を審議及び承認する；
- (e) 国の予算を審議及び承認する；
- (f) 国民経済の計画システム及び管理の原則を承認する；
- (g) 貨幣及び信用システムを議決する；
- (h) 対外及び国内政策の一般的な大枠を承認する；
- (i) 軍事侵略の場合に戦争状態を宣言し、及び平和条約を承認する；
- (j) 第102条の規定に従い、国の行政区画を定め及び修正する；
- (k) 全国議会の議長、副議長及び書記を選出する；
- (l) 国家評議会の議長、第一副議長、副議長、書記及びその他のメンバーを選出する；
- (ll) 国家評議会議長の提案により、閣僚会議の第一副議長、副議長及びその他のメンバーを選出する；
- (m) 最高人民裁判所の長官、副長官及びその他の裁判官を選出する；
- (n) 共和国の検事総長及び次席検事を選出する；

- (ñ) 常任及び臨時委員会を指名する。
- (o) 委員会により選出された又は指名された者の選出又は指名を取り消す；
- (p) 国家及び政府機関に対して最高監督を実施する；
- (q) 国家評議会、閣僚会議、最高人民裁判所、共和国最高検察庁及び人民権力州議会が提出する報告について認識、評価及び適切な決定をする；
- (r) 評議会の評議会令及び憲法又は法律に反する閣僚会議の処分を取り消す；
- (s) 憲法、法律、評議会令、命令及び上級機関が発したその他の処分を侵害する又は他の機関の利益若しくは祖国の一般的利益を損なう決議若しくは処分を取り消し若しくは修正する；
- (t) 恩赦を与える；
- (u) 憲法に定める場合及び当該議会が適切と認めた場合、国民投票を実施する；
- (v) 議会の規則を決定する；
- (w) 憲法が与えるその他の権限。

**第76条** 憲法改正に関するものを除いて、人民権力全国議会の法律及び議決は、単純多数の投票で採択される。

**第77条** 人民権力全国議会が採択した法律は、その法律が定める日に効力を生じる。

法律、評議会令、命令、規則及び国の全国機関の一般的処分は、共和国広報に公示される。

**第78条** 人民権力全国議会は、年二回の通常会期を及びメンバーの3分の1の要求がするとき又は国家評議会が招集するとき臨時会期が招集される。

**第79条** 人民権力全国議会が会期を実施するためには、代議員の過半数の出席が必要である。

**第80条** 人民権力全国議会の会期は、国の利益を理由としてその会議が非公開の実施を議決した場合を除いて、公開される。

**第81条** 人民権力全国議会の議長の権限は：

- (a) 全国議会の会期を主宰し、議会規則の適用を監督する；
- (b) 全国議会の通常会期を招集する；
- (c) 全国議会の会期の議事日程案を提出する；

- (ch) 全国議会在採択した法律及び議決に署名し及び共和国広報に公示する；
- (d) 全国議会の国際関係を組織する；
- (e) 全国議会在設置する常設及び臨時の作業委員会の業務を指導及び組織する；
- (f) 国家評議会の会議に出席する；
- (g) 憲法若しくは人民権力全国会議が付与したその他の権限。

**第82条** 代議員の地位は、個人的特権又は経済的利益を伴わない。その職務を効果的に行使している期間、代議員は労働センターと同一の賃金若しくは給与を受け、すべての目的でこれと関係を維持する。

**第83条** 人民権力全国議会のいかなる代議員も、議会又は国家評議会の許可なしに、現行犯を除いて、休会中に逮捕されることも起訴されることもない。

**第84条** 人民権力全国議会の代議員は、人民の利益のために活動し、選挙民と接触し、彼らの苦情、提案及び批判を聞き、並びに国の政策を説明する義務を有する。同様に法律の定めに従い、彼らの活動の実施を報告する。

**第85条** 人民権力全国議会の代議員は、いかなるときも法律が定める形式、理由及び手続きに従い解任される。

**第86条** 人民権力全国議会の代議員は、国家評議会、閣僚会議又はそれぞれのメンバーに対し質問をし、並びに会期中又は次の会期に回答を受ける権利を有する。

**第87条** すべての国家機関及び国営企業は、代議員に、彼らの義務を遂行するため必要な協力を提供する義務がある。

**第88条** 法律の発議権は、次のものにある：

- (a) 人民権力全国議会；
- (b) 国家評議会；
- (c) 閣僚会議；
- (ch) 人民権力全国議会の委員会；
- (d) キューバ労働者センターの全国委員会及び大衆・社会組織の全国指導部；
- (e) 人民最高裁判所—司法行政に関して；
- (f) 共和国最高検察庁—権限に関して；



(g) 市民。この場合、選挙資格を有する最低1万人の市民が発議する必要がある。

**第89条** 国家評議会は、人民権力全国議会の機関であり、会期と会期の間、議会を代表し、その議決を執行し及び憲法が付与するその他の権限を果たす。合議的性格を持ち及び全国的及び国際的目的でキューバの国の最高の代表性を有する。

**第90条** 国家評議会の権限は、次の通りである：

- (a) 人民権力全国議会の臨時会期の実施する；
- (b) 人民権力全国議会を定期的に招集するための日程を決める；
- (c) 人民権力全国議会の会期と会期の間、評議会令を発する；
- (ch) 必要な場合、現行法の一般的及び有権的解釈を行う；
- (d) 法律を発議する；
- (e) 人民権力全国議会が議決した国民投票を実施するため適切な措置をする；
- (f) 祖国の防衛が必要とするとき総動員を発布し、侵略の場合に戦争を宣言又は平和を締結する権限を果たす。それは、これが閉会中又は安全に及び緊急の必要に招集できないとき、憲法が人民権力全国議会に付与する；
- (g) 人民権力全国議会の会期と会期の間、議長が発議により閣僚会議のメンバーを交代する；
- (h) 人民最高裁判所の司法行政評議会を通じ、裁判所に一般的指示を与える；
- (i) 共和国最高検察庁に指示を与える；
- (j) 議長の発議により、在外外交代表を任命及び更迭する；
- (k) 勲章及び称号を授与する；
- (l) 委員会を指名する；
- (ll) 恩赦を与える；
- (m) 国際条約を締結又は破棄する；
- (n) 外国の外交代表に便宜を与え又は拒否する；
- (ñ) 憲法又は法律に適合しない、又は他の地方の利益若しくは国の一般利益を損ねる閣僚会議の処分及び人民権力地方議会の処分を停止させ、その処分議決後に開催される人民権力全国議会の最初の会期に報告する。

**第91条** 国家評議会のすべての決定は、構成員の単純多数決の賛成投票で採択される。

**第92条** 人民権力全国議会が国家評議会に与えた任期は、議会の定期的の改選により選出された新しい国家評議会が構成された時に終了する。

**第93条** 国家評議会議長及び政府の長の権限は、次の通りである：

- (a) 国及び政府の総合的政策を指導する；
- (b) 国家評議会及び閣僚会議の活動を組織及び指導し並びに会期を招集及び主宰する；
- (c) 大臣及びその他中央行政組織の活動の遂行を統轄及び監督する；
- (ch) 大臣又は中央行政組織を指揮する；
- (d) 人民権力全国議会により選出される際に、議会に閣僚会議メンバーを提案する；
- (e) 閣僚会議のメンバーの辞任を受諾し、又は人民権力全国議会若しくは国家評議会に適切にメンバーの交代を、及び両方に該当する後任を提案する；
- (f) 外国使節の長の信任状を受理する。この機能は、国家評議会副議長に委任できる；
- (g) すべての軍隊の最高指揮権を行使し及び全編成を決定する；
- (h) 全国防衛委員会を主宰する；
- (i) 憲法が定める非常事態を宣言し、集会できない場合、状況が許す限り早急に、人民権力全国議会又は国家評議会に発生する法的効果を報告する；
- (j) 国家評議会令及び国家評議会にその他の議決並びに閣僚会議又はその執行委員会の決定に署名し、共和国広報に公示を命じる；
- (k) 憲法若しくは法律が付与するその他の権限。

**第94条** 国家評議会議長が不在、病気若しくは死亡の場合、第一副議長がその職務を引きうける。

**第95条** 閣僚会議は、執行・行政の最高機関であり及び共和国の政府を構成する。

閣僚会議の一部を構成する大臣及び中央組織の数、名称及び機能は、法律が定める。

**第96条** 閣僚会議は、その議長、第一副議長、副議長（複数）、大臣（複数）、書記及び法律が定めるその他のメンバーにより構成される。

**第97条** 議長，第一副議長，副議長及びその他の議長を決める閣僚会議のメンバーは，執行委員会を構成する。

執行委員会は，会議と会議の間の期間，閣僚会議に権限がある問題を決定できる。

**第98条** 閣僚会議の権限は：

- (a) 人民権力全国議会が議決した政治的，経済的，文化的，科学的，社会的及び防衛的活動の遂行を組織及び指導する；
- (b) 国の経済・社会発展の総合計画案を提出し，人民権力全国議会が承認したならその執行を組織，指導及びコントロールする；
- (c) 共和国の対外政策及び外国の政府との関係を指導する；
- (ch) 国際条約を承認し及び国家評議会の批准に付す；
- (d) 貿易を指導及びコントロールする；
- (e) 国の予算案を作成し，人民権力全国議会が承認したなら，その執行をその監督する；
- (f) 貨幣・信用システムを強化する措置を採る；
- (g) 法律案を作成し，適切に人民権力全国議会又は国家評議会の審議に付す；
- (h) 国の防衛，国内の秩序及び安全の維持，市民の権利の保護，同様に自然災害の場合に生命及び財産の擁護を準備する；
- (i) 国の行政を指導し，中央及び地方行政組織の活動を統一，調整及び監督する；
- (j) 法律及び人民権力全国議会の議決，同様に評議会令及び国家評議会の処分を執行し，必要な場合に相当する規則を定める；
- (k) 現行法に基づく及び履行する命令及び処分を出し，その実施をコントロールする；
- (l) 人民権力県又は市町村議会に從属する行政の決定が，執行が義務づけられている国の中央行政機関が発する権限の機能で採択され，執行が義務づけられる上位規範に反するとき，決定を取り消す；
- (ll) 県及び市町村行政がその從属する行政に，国の中央行政の組織が承認する規範に反するとき，人民権力県及び市町村議会に，特定の活動で採られる処分を取り消すよう権限を行使して提案する；

- (m) 執行が義務づけられている上位規範に反するとき、国の中央行政の組織の長の処分を取り消す；
- (n) 人民権力全国議会又は国家評議会に、現行の法律及びその他規定に反する、又は他の共同体の若しくは祖国の全体的利益に影響する人民権力地方議会の議決の停止を提案する；
- (ñ) 委任された業務を執行を容易にするため必要と認められた委員会を設置する；
- (o) 法律が付与する権限に基づき公務員を任命及び解任する；
- (p) 人民権力全国議会又は国家評議会が委任するその他の任務を実現する；

法律は、閣僚会議の組織及び機能を定める。

**第99条** 閣僚会議は、人民権力全国議会に対し責任があり、すべての活動を定期的に報告する。

**第100条** 閣僚会議のメンバーの権限は：

- (a) 各省の職務又は業務を指導し、その目的に必要な決議及び処分を発する；
- (b) 国の他の機関に明白な権限がないとき、関連する法律及び評議会令を執行及び適用するための必要な規則を発する；
- (c) 発言権及び投票権をもって閣僚会議に出席し、法律、評議会令、命令、決議又は適当と認められるその他の発議の案を提出する；
- (ch) 法律に基づき相当する公務員を任命する；
- (d) 憲法及び法律が付与するその他の権限。

**第101条** 全国防衛委員会は、平時の時から戦時状況下の祖国を、戦争の間は総動員又は非常事態を指導するために、組織及び準備される。

## 第11章 行政区画

**第102条** 全国の領域は、政治・行政目的のため県 (provincias)、市町村 (municipios) に分けられる；その数、境界及び名称は法律が定める。

法律は、その他の区画を、さらに定めることができる。

県は、すべての法的効果をもつ法人格を有する地方団体であり、中央政府と市町村の中間の環として法律により、その領域の境界において含まれる市町村の全体の面積に相当する範囲で政治的に組織される。権限を行使し及びその権能である国・行政の義務を果たし、その領域

の経済・社会発展を促進する不可欠の義務を有し、そのために、市町村の支援を得てその利益と結びつけ、国の上級機関が採択する政策、プログラム及び計画を調整及びコントロールする。

市町村は、すべての法的効果をもつ法人格を有する地方団体であり、法律により政治的に、住民の経済的・社会的関係の必要が決定する領域の範囲で、最低の地方の必要を満足させるように組織される。

県及び市町村、さらにその適当な役割の行使は、国の目的の実現に寄与する。

## 第12章 人民権力地方機関

**第103条** 全国の領域を区分する政治・行政区画に設けられた人民権力議会は、国の権力の地方の最高機関であり、従って各区画における国の機能を行行使するため、そのために権限の範囲で、法律に適合して統治する。

加えて、法律の定めに従い、属さない地域に設立された単位における活動の発展及び計画の執行を援助する。

これらの議会が構成する地方行政は、経済、健康及びその他の援助、教育、文化、スポーツレクリエーション的な性質のそれぞれの管轄に及ぶ領域の団体の必要性を満足させる目的で、地方の従属する生産、サービスの経済団体を指導する。

この役割を果たすため、人民権力地方議会は、人民評議会 (los Consejos Populares) 及び住民の創造的且つ広範な参加に依拠して、社会・大衆組織と緊密に連携して活動する。

**第104条** 人民評議会は、市、町、地区、村及び農村地帯に創られ；その役割の発展のため最高の権限が与えられ；活動する境界を代表し；同時に市町村、県及び全国人民権力機関の代表者である。

その問題の解決のために最も多くの参加及び地方の創意を促進して、生産及びサービス活動の発展における効率のために、並びに住民の福祉、経済、教育、文化及び社会の必要の充足のために積極的に働く。

活動範囲にある団体の活動と協力し、それらの協力を促進し及び活動のコントロール及び監督をする。

人民評議会は、その区域で選出された代議員に基づいて構成され、その中から議長を選出しなければならない。大衆組織及び境界の重要

な機関の代表者は、そこに属することができる。

法律は、人民評議会の組織と権限を定める。

**第105条** その権能の範囲内において人民権力県議会は、次の権限を有する：

- (a) 国の上級機関が採択した法律及びその他一般的性質の処分を執行及び執行させる；
- (b) 権限を有する全国機関が決定した政策に基づき、県の収支の計画及び予算の執行を採択及びコントロールする；
- (c) 議会の議長及び副議長を選出及び解任する；
- (ch) 議会の書記を任命及び交代する；
- (d) 法律に基づき、その領域にある及び他のレベルに従属する団体に対応して、国の予算の執行及び技術・経済計画の作成並びにコントロールに参加する；
- (e) 労働委員会を援助し、県行政機関の活動をコントロール及び監督する
- (f) 議長の提案で、県行政機関のメンバーを任命及び交代する；
- (g) 閣僚会議が定めた原則に従い、経済活動、生産とサービス、教育、健康、文化、スポーツ、環境及び再生の保護を実現する任務がある、県の行政機関に従属する団体の組織、機能及び仕事を決定する；
- (h) 領域の境界に関係する行政事項について議決する。それは法律に従い国の中央行政の一般の権能又は国の権力の市町村機関にも該当しない；
- (i) 人民権力県議会の提案で人民評議会の創設及び組織を採択する；
- (j) 国の中央行政組織が委任した権能に関して採択したとき、その権限の範囲で、県の行政機関が採択した決定を取り消し、その取り消しを閣僚会議に提案する；
- (k) 下位のレベルの人民権力議会及び行政機関が提出した報告を審議及び評価し並びにそれらに関する決定を採択する；
- (l) 労働委員会を設立及び解散する；
- (ll) 国の上級機関が描く幹部政策の適用に関連するすべてに注意する；
- (m) 適法性、国内秩序及び国の防衛力を強化する；
- (n) 憲法及び法律が付与するすべてのこと。

**第106条** その権能の範囲で人民権力市町村議会は、次の権限を有する：

- (a) 法律及びその他国の上級機関が採択する一般的性質の処分を執行及び執行させる；
- (b) 議会の議長及び副議長を選出及び解任する；
- (c) 議会の書記を任命及び交代する；
- (ch) 労働委員会に依拠して、市町村に属する団体を監督及びコントロールする；
- (d) 国の中央行政の組織が委任した権限の履行が採択されたとき、憲法、法律、評議会令、命令、決議及び国の上級機関が発した処分に違反する、又は共同体、他の区域若しくは国の一般的利益に影響する、従属する機関若しくは部署の議決及び処分を取り消し又は修正する；
- (e) 憲法及び現行法の範囲で議決を採択し及び処分を発し、市町村の利益に関しその適用をコントロールする；
- (f) 行政機関のメンバーを議長の提案により任命及び交代する；
- (g) 閣僚会議が定める原則に従い、経済活動の実現の、生産及びサービスの、健康及びその他援助・経済・文化・スポーツの、環境・レクリエーション保護の、行政機関に従属する団体の組織、役割及び仕事を定める；
- (h) 法律の定めに従い人民委員会の創設及び組織を提案する；
- (i) 労働委員会を設立及び解散する；
- (j) 国の中央行政の権限を有する組織が描く政策に合致して、市町村の経済・社会計画を採択し、その執行をコントロールする；
- (k) 従属していない、その地域に定着している、労働委員会及び行政組織を支える団体の生産及びサービス計画の活動の発展及び執行に協力する；
- (l) 行政組織が提出する計算報告情報を認識及び評価し、それに関し適切な決定を採る；
- (ll) 国の上級組織が描く幹部政策の適用のすべてに関し留意する；
- (m) 適法性、国内治安及び国防能力を強化する；
- (n) その他憲法及び法律が付与すること。

**第107条** 人民権力地方議会の通常及び臨時会期は、国の利益若しくは個人の名誉に関する事柄を取り扱うという理由により議会が非公開を承認す

る場合を除いて、公開である。

**第108条** 人民権力地方議会が有効であるには、代議員総数の過半数の出席が必要である。議決は、投票の単純過半数により採択される。

**第109条** 特別の目的を達成するために地方の必要を充足するための組織された団体は、法律、評議会令及び命令により；閣僚会議の議決により；全体的利益であり及び全国的に規律される必要がある、権限を有する事項において国家中央行政組織の長が発する処分により；並びに属する地方組織の議決により、規律される。

**第110条** 常設の労働委員会は、その活動の実現を補助するため、並びに特に地方の従属する及び他のレベルの従属し、地域に本部のある相当する団体のコントロール及び査察を実施するために、その地方の特定の利益を考慮し、県及び市町村議会が設立する。

臨時の委員会は、指定された期間に命じられた特定の業務を執行する。

**第111条** 人民権力県議会は、代議員の任期である5年毎に改選される。

人民権力市町村議会は、代議員の任期である2年半毎に改選される。この期間は、第72条に定める場合、人民権力全国議会の決定のみにより延長することができる。

**第112条** 地方議会の代議員の任期は、いつでも取り消せる。法律は、取り消す形式、理由及び手続きを決定する。

**第113条** 代議員は、共同体の利益において、資格としてその機能を結集するために、責任及び日常の職務で、選挙民が付与した任期を遂行する。法律は、この機能が発展する形式を規定する。

**第114条** 人民権力市町村議会の代議員は、憲法及び法律が付与する権利及び義務を有し、特別に次の義務がある：

- (a) 選挙民が伝える意見、必要及び困難を地方の議会及び行政に知らせる；
- (b) 議会が続ける政策及び住民が提起した必要の解決のために採用した手段若しくは解決するために提出された困難に関して選挙民に通知する；
- (c) 選挙民に本人の行動を報告し、並びに請求があるとき、議会若しくは属する委員会に委任された業務の遂行に関して通知する。

**第115条** 人民権力県議会の代議員は、集団の利益のため労働の発展する義務



を有し及び法律の定め手続きに従い本人の行動を報告する。

**第116条** 人民権力県及び市町村議会は、代議員の中から議長及び副議長を選出する。

選出は、法律が定める形式及び手続きに従い提出された候補者届により実施される。

**第117条** 人民権力県及び市町村議会の議長は、同時に各行政組織の議長であり及び地方の範囲で国を代表する。その権限は、法律が定める。

**第118条** 人民権力県及び市町村議会を構成する行政機関は、集団の形式で機能し並びにその構成、統合、権限及び義務は、法律が定める。

**第119条** 県、市町村及び防衛地帯の防衛委員会は、平時から各地域で戦争状態の条件で、戦時には総動員若しくは緊急事態を、軍隊の軍事委員会に相当する防衛の全体計画並びに役割及び責任から指導するために準備及び用意される。全国防衛委員会は、法律に基づき委員会の組織及び権限を決定する。

### 第13章 裁判所及び検察庁

**第120条** 司法の機能は、人民から発し人民の名で、最高人民裁判所及び法律が整備するその他の裁判所が行使する。

法律は、司法活動の客観的原則を定め並びに裁判所の組織；管轄及び権能の範囲；行使する権限及び形態；裁判官になる要件、裁判官の選出形式並びに裁判官の機能行使を取り消し又は停止するための理由及び手続き規律する。

**第121条** 裁判所は、他のいかなる機能からも独立して組織され及び人民権力全国議会及び国家評議会に従属して、国の組織のシステムを構成する。

最高人民裁判所は、最高の司法権を行使し及びその判決は、裁判で確定的である。

その司法行政審議会 (Consejo de Gobierno) を通じて、法律発議権及び規則制定権を行使し；すべての裁判所が遂行すべき決定を下し及び規範を発し、並びに裁判所の経験の基礎の上に、法律の解釈及び適用における統一した司法慣例を確立するために拘束的性質の訓令を与える。

**第122条** 裁判官は、司法権行使にあたり、独立であり法律にのみ従う。

**第123条** 権限の範囲内で与えられた裁判所の確定した判決及びその他の決定

は、国家組織、経済・社会団体、並びにその執行に直接の利害はないが関与しなければならない市民、同様に直接影響のある市民により履行されなければならない。

**第124条** 司法を行うために、すべての裁判所は、合議形式で機能し、専門裁判官及び素人裁判官が平等の権利及び義務をもって参加する。

社会的重要性を与えられた、素人裁判官に委任された司法機能の遂行は、ふつうの労働業務に関し優先権を有する。

**第125条** 裁判所は、法律が定める形式及び時期にその活動の結果を報告する。

**第126条** 裁判官の解任の権限は、選出した組織に相当する。

**第127条** 共和国最高検察庁は、基本の目的として、憲法、法律その他の法的処分の上に、国の組織、経済・社会団体及び市民による適法性のコントロール及び保持に相当する；国を代表して公の刑事訴訟の促進及び行使を担当する国の組織である。

法律は、その他の目的及び機能、同様に検察庁が表明する目的に対し権能を行使する形式、範囲及び期間を定める。

**第128条** 共和国最高検察庁は、人民権力全国議会及び国家評議会にのみ従属する組織体を構成する。

共和国検事総長は、国家評議会の直接の指示を受ける。

国のすべての領域での検察の活動の指導及び統制は、共和国検事総長に相当する。

検察庁の組織は、全国で垂直に組織され、共和国最高検察庁のみに従属し及びすべての地方組織から独立である。

**第129条** 共和国検事総長及び次席検事は、人民権力全国会議により選出され及び解任される。

**第130条** 共和国検事総長は、法律が定める形式及び時期に人民権力全国会議にその業務を報告する。

## 第14章 選挙制度

**第131条** すべての市民は、その法的資格で、国の方針に直接又は選出された代表を介して人民権力組織を監督するために関与し、並びにその目的で、法律が定める形式で、自由、平等及び秘密の投票である定期的な選挙及び国民投票に参加する権利を有する。それぞれの選挙人は、一票の投票権を有する。

**第132条** 16歳以上のすべてのキューバ人の男女は、次の者を除き選挙権を有する：

- (a) 裁判所が事前に宣告した精神的無能力者；
- (b) 犯罪が原因での裁判による無資格者

**第133条** 政治的権利を完全に享受するキューバ市民の男女は、被選挙権を有する。

人民権力全国議会の代議員になるには、18歳以上でなければならない。

**第134条** 革命軍及びその他の軍事組織のメンバーは、市民と同等の選挙権及び被選挙権を有する。

**第135条** 法律は、県及び市町村議会を構成する代議員の数を、選挙目的で、全国の区域を区分する各範囲の住民の数に応じて決める。

県及び市町村議会の代議員は、選挙民の自由、直接及び秘密の投票により選出される。同様に、法律は、選挙の手続きを規定する。

**第136条** 代議員又は代理人に選出されたと見なされるには、関連する選挙区で有効投票の過半数を得ることが必要である。

この状況がない又はその他欠員の期間の場合は、法律は、手続きの形式を定める。

## 第15章 憲法改正

**第137条** 憲法は、人民権力全国議会の代議員総数の3分の2以上の多数の記名投票で採択される議決を通じ、第1章第3条が定める政治、社会及び経済システム、その不可逆的性質に関係すること並びに第11条に規定されている外国勢力の侵略、脅迫若しくは強制の下での交渉の禁止を除いて、改正できる。

改正が人民権力全国議会又は国家評議会の構成及び権限、並びに憲法に捧げられた権利及び義務に関係する場合、当該議会が有効に開催した国民投票において選挙権を有する市民の過半数の賛成投票による承認が必要である。

**特別規定** ほぼ全員のキューバ人民が、2002年6月10日に開催されたすべての全国の執行部の特別会議で—そこでは共和国憲法のすべての部分が承認され並びに社会主義的性質及びそこに含まれる政治・社会システム

が不可逆性が、2002年5月20日合衆国の帝国主義政府の要求及び脅迫に対する毅然及び断固とした回答として—2002年6月15日から18日に大衆組織により提案された憲法改正案に対して確固たる支持を表明した。2002年6月24日、25日、26日に開催された第5期立法議会の特別会期で採択されたV-74号議決を通じ出席者の満場一致で採択された。